

会報

国鉄闘争全国運動

国鉄分割・民営化反対！ 1047名解雇撤回！

号外

2018年8月29日

国鉄分割・民営化に反対し 1047名解雇撤回闘争を支援する全国運動事務局  
千葉市中央区要町2-8 DCC会館内  
TEL 043-2222-7207  
nationwidemovement@yahoo.co.jp

労働委員会宛署名

5513筆 (8月28日現在)

JR東は使用者だ！ 労働委員会に出てこい！

9・10労働委員会に大結集を



9時20分集合、全体で打ち合わせ！署名提出行動

国鉄1047名解雇撤回！団交拒否不当労働行為事件第1回調査が7月31日、千葉県労働委員会で行われました。JR東日本は弁護士も出席せず、完全にボイコットしました。JRの主張は、「使用者」ではないから不当労働行為の責任はない。不当労働行為救済申立ては1年以内。30年以上前の問題だから申立てを却下しろ」というものです。労働委員会はこれに迎合し「最高裁に反する命令は出せない」という態度です。今回は9月10日です。労働委員会を包囲するような大結集を訴えます。署名提出行動も計画しています。署名用紙を事前に事務局までに集約していただくようお願いいたします。国鉄闘争全国運動の呼びかけ人会議での葉山弁護士の見解の要旨を紹介します。重要な提起です。(文責・事務局)

03年最高裁反動判決は瓦解

5月28日に申立てを行い、千葉県労働委員会闘争というかたちで新たな闘いが始まったわけですが、7月31日に1回目の調査がありました。この闘いは、2010年4・9政治和解において、不当労働行為及び雇用の存在を二度と

争わないことを国労などが受諾する状況に対して2010年、動労千葉を中心として「国鉄闘争の火を消すな」と訴え、国鉄闘争全国運動を決議して1047名解雇撤回闘争を継続し、2015年に最高裁決定を

かちとった段階における新たな闘いです。

言つてもないですが、国鉄分割・民営化との闘いは、単なる労働運動事件にとどまらず、中曽根が「総評を解体して新しい憲法を床の間に安置する」と言ったように、改憲攻撃の一環である中でこれとどう闘うのかが問題になります。7月31日の第1回調査で判明したことは、私たちは2正面闘争を闘う必要があ



事実を異にする

JR東日本は第1回調査の前に答弁書を出してきて、「JR東日本は労働組合法上の使用者に該当しない」「これまでの裁判で明らかである」と言い出している。さらに不当労働行為の申立ては行為日から1年以内に限るから30年前のことは却下しろ」と言っていて、労働委員会の場に出さない。

JR東日本が出席しないことについて私たちが「おかしいで

全国から署名の集中を！ 当日提出行動

はないか」と言つと、労働委員会の公益委員は、労働委員会の対応として「出てこないものはしょうがない」「労働委員会としては最高裁の判決例に反することができない」と言つた。

何を意味するかと言つと、最高裁判決の「国鉄とJR東日本は別の組織」「国鉄の不当労働行為はJRに効力を及ぼさない」という判例に従えば、今回の不当労働行為の申立てについてはこの最高裁の判例に合致しないから却下するということです。さらに1年を経過した不当労働行為の救済申立ては却下されるべきであると言つた2点を出してきているわけです。

これらに対して私たちが、これまでの判例の射程距離とは明確に違つた主張を準備書面の中で提起しました。これまでの裁判では、「JRは設備的にも人的にも国鉄を承継しており、国鉄の不当労働行為はJRの不当労働行為である」という論理が争点でありました。しかし、今回の労働委員会では、仮にそうでないとしても、国鉄改革法23条第5項において、設立委員会が行った不当労働行為は承継法人、つまりJR東日本の不当労働行為となるという新たな事実でこれを展開

不採用も不当労働行為で無効

「30年経っている」「不当労働行為の救済申立ては1年以内」というのは、白石判決、難波判決、そして最高裁決定の過程で、不採用基準の策定に設立委員会が関与していることが別の資料で明らかになったわけですが、この不採用基準の策定が不当労働行為だと確定した。不採用基準は、設立委員長の斎藤英四郎と井手正敬や葛西敬之らとの談合によって、さらに87年2月12日には斎藤英四郎が設立委員長として自ら「停職処分を受けた者を採用すること」が問題がある」と提起して設立委員会として不採用基準を決議した。結局、設立委員会が117人に及ぶ組合員を排除し

た不当労働行為の不採用基準に関わったことが明らかである。不採用基準の策定につき不当労働行為が確定したならば、不採用とした行為そのものが不当労働行為であり、不採用行為は無効になる。不当労働行為が無効になることで、原状回復ということになって、JRが採用しなければならぬ。したがって解雇そのものの無効ということに行き着く。解雇の無効について現段階でも当然に主張しうるわけです。

JR東は使用者だ

長い年月の後に解雇無効を言い出すことは権利濫用という理屈はあります。解雇について本

人も承知して退職金も受け取つて7~8年後に解雇無効だと訴えるような例です。しかし、被解雇者の高石さんや中村さん、小玉さんたちは、解雇無効・現職復帰を解雇当時から現在に至るまで一貫して主張しています。これは権利濫用には絶対にならない。当然の権利です。

「使用者でない」という主張もまったくおかしい。不採用が不当労働行為で無効なのだから、原状回復でJR東日本は採用しなければならぬ。JR東日本は「30年以上過ぎた段階で団体交渉はおかしい」とも言っているわけですが、動労千葉は2015年の最高裁決定で不当労働行為が確定してすぐ団体交渉の申入れをしています。それに対してJR東日本が「当事者ではない」と逃げているに過ぎない。JR東日本の主張は成り立たない。

また不当労働行為の救済の申立ては、継続する行為については終了から1年以内となつていきます。そして、JR東日本は動労千葉に対して差別的な扱いを一貫して行っている。一貫して採用を拒否してきた。つまり継続的な不当労働行為があるわけです。

2正面の闘いを

JR東日本は「却下戦術」「欠席戦術」でやってくるわけですが、これに千葉県労働委員会が乗っからないように、理論や理屈だけではなくて運動を展開する必要があります。2正面の闘争、特に千葉県労働委員会に対してきちんとした闘争をしなればいけない。